

市第 134 号議案 横浜市企業立地等促進特定地域における 支援措置に関する条例の全部改正

1 趣旨

横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例（平成 16 年 3 月横浜市条例第 2 号。以下「条例」という。）は、平成 16 年 4 月に施行し、現在 126 件の企業立地を認定しており、本社・研究所等の立地や市内企業の事業拡張に伴う再投資を後押しするなど、本市の経済発展につながる企業の立地促進に大きな役割を果たしていますが、平成 30 年 3 月 31 日で適用期間が終了します。

今後、少子高齢化・人口減少に伴い、経済活動の縮小が懸念される中、本市を継続的に成長・発展させていくためには、企業立地施策の重要性がますます高まっています。そこで、条例の適用期間を延長するとともに、効果的なインセンティブとなるよう支援制度の見直しを行い、政策的な立地促進を図っていくため、条例を改正します。

2 改正の主な内容

（1）適用期間【附則】

適用期間を 3 年間延長します。

現行条例	改正案
平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日（3 年）	平成 30 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日（3 年）

（2）固定資産取得型への支援（自社ビル、研究所、工場の建設等）

ア 関内周辺地域の業務機能の強化【2 条 6・13・14 号、9 条 1・2 項、別表 2・4・5・6】

市庁舎移転を契機とする大規模なまちづくりの動きと連動した業務機能の再生・強化を強力に促進していくため、関内周辺地域における本社・研究所の立地に対する支援を拡充します。

事業所の種類	現行条例	改正案
	助成率（上限額）	助成率（上限額）
本社・研究所	8%（20 億円）	12%（50 億円）

あわせて、老朽化したビルや比較的小規模なオフィス床が多い関内エリアに、ベンチャー企業や成長分野の企業の集積を促進するため、賃貸ビルの「改修等」や「建替え・新築」に対する支援制度（関内再生事業）を創設します。

項目	改正案
助成率（上限額）	12%（改修等 10 億円、建替え・新築 20 億円）
要件等	敷地面積が 500 m ² 以上で、かつ、事業所として賃貸する部分の床面積の合計が 1,500 m ² 以上の賃貸ビルを支援対象とします。

イ 研究開発機能の集積に向けた支援制度の創設【2 条 10・12・14 号、9 条 1 項、別表 2・5・6】

グローバル企業等による研究開発拠点の集積を活かし、テナント型の研究開発機能と呼び込んでいくため、その受け皿となる「研究開発型賃貸ビル」建設への支援制度を創設します。

項目	改正案	
対象地域・ 助成率（上限額）	みなとみらい 21 地域、横浜駅周辺地域、関内周辺地域	12%（50 億円）
	新横浜都心地域、港北ニュータウン地域	8%（20 億円）
要件等	各階の床面積が 1,500 m ² 以上、事業所として賃貸する部分の床面積の合計が 10,000 m ² 以上で、かつ、総床面積の一定割合以上について、研究開発施設として賃貸する機能を備える施設を支援対象とします。	

ウ 観光・MICE 機能の強化【2 条 14 号、9 条 1 項、別表 2・5・6】

都心臨海部の機能強化に向けて、さらなる集客施設の立地を促進していくため、みなとみらい 21 地域で導入したホテルやホール等の観光・MICE 機能の対象地域を横浜駅周辺地域・関内周辺地域に拡大します。

項目	現行条例	改正案
対象地域	みなとみらい 21 地域	みなとみらい 21 地域、横浜駅周辺地域、関内周辺地域
助成率（上限額）	12%（50 億円）	12%（50 億円）

エ 工業集積の維持・機能転換の促進【2 条 14 号、9 条 1 項、別表 1・2・5・7】

内陸部の工業集積地域において急速に住工混在が進展する中、既存の中小企業が継続して操業できるよう、工業系エリアの支援対象地域を工業集積地域全域に拡大します。

あわせて、今後も本市への定着が大きく期待できる先端技術工場（研究開発機能を有する工場）の立地・機能転換に対する支援を強化するなど、支援内容の見直しを行います。

項目	現行条例		改正案	
	対象地域	支援対象・ 助成率（上限額）	対象地域	支援対象・ 助成率（上限額）
対象地域・ 助成率 （上限額）	京浜臨海部地域 臨海南部工業地域	本社、研究所（※） 10%（20 億円） 工場、賃貸工場、 賃貸研究所 8%（20 億円）	京浜臨海部地域 臨海南部工業地域	本社、研究所、 工場、賃貸工場、 賃貸研究所 10%（20 億円）
	内陸南部工業地域 内陸北部工業地域	本社、研究所、 工場、賃貸工場、 賃貸研究所 8%（20 億円）	内陸南部工業地域 内陸北部工業地域 鶴見東部工業地域 鶴見西部・港北東部 工業地域 旭・瀬谷工業地域 港北中部工業地域	本社、研究所、 工場、賃貸工場、 賃貸研究所 8%（10 億円）
	—	—	先端技術工場の立地・機能転換に対して 全対象地域で助成率を 2% 上乗せ	—

（※）環境・エネルギー、医療・健康の分野は助成率を 2% 上乗せ

オ 特に優良な企業立地に限り特定地域外においても支援対象とする制度創設

【2条14号、9条1項、別表3・5】

特定地域内の開発エリアが限定的となっている中で、特に優良な企業立地に限り特定地域外においても支援対象とする制度を創設します。

項目	改正案
支援対象	本社、研究所、工場、研究開発型賃貸ビル
助成率〈上限額〉	8%〈10億円〉
要件等	投下資本額等の要件に加えて、「従業者数が50人以上であること」、「市内初進出となる機能の立地であること」、及び「一定額以上（※）の利益を計上していること」の要件を付加します。

※一定額以上：認定の申請を行う前の3事業年度の合計で3億円以上、または直近の事業年度で1億円以上。

カ 中小企業への支援強化【3条1項、9条1項】

固定資産税・都市計画税の税率の特例を廃止し、助成金による支援への一本化を図ります。

中小企業については、これまで税軽減による支援を行っていた1億円以上5億円未満の事業計画に対して、投下資本額に一定の助成率を乗じた助成金による支援に転換することにより、支援額を大幅に拡充します。

また、大企業については、支援の要件となる投下資本額を10億円以上から50億円以上へと引き上げ、大規模投資のみを対象とします。

※助成率：立地するエリアや機能に応じて8～12%

企業規模	投下資本額	現行条例	改正案
		支援内容	支援内容
中小企業	1億円以上～5億円未満	税軽減	助成金
	5億円以上	税軽減+助成金	助成金
大企業	10億円以上～50億円未満	税軽減	(支援対象外)
	50億円以上	税軽減+助成金	助成金

(3) テナント型への支援（本社、研究所の設置）

テナント企業誘致の強化【2条14号、16条、別表9】

東京でオフィス床が大量供給される中、引き続き、テナント企業の誘致を積極的に展開していくため、支援期間を延長します。また、本市に納付された法人市民税（法人税割額）相当額を、納付後に助成金として交付する現行の支援手法を、法人市民税（法人税割額）の納付が不要となる税軽減に転換し、支援の早期化・手続きの簡素化を図ることにより、テナント企業の立地に対するインセンティブを強化します。

項目	現行条例		改正案	
支援内容	助成金 【法人市民税（法人税割額）相当額】 ○支援額：最大1億円/年		税軽減 【法人市民税（法人税割額）相当額】 ○支援額：最大1億円/年	
助成期間	みなとみらい21地域 横浜駅周辺地域	4年間	みなとみらい21地域 横浜駅周辺地域	5年間
	関内周辺地域 新横浜都心地域 港北ニュータウン地域	3年間	関内周辺地域 新横浜都心地域 京浜臨海部地域	4年間
	京浜臨海部地域 臨海南部工業地域	3年間、又は4年間	臨海南部工業地域	

※1 外資系企業に対して支援期間を1年間延長する特例を継続します。

※2 港北ニュータウン地域については、条例の対象となる大規模なテナント企業を受け入れる賃貸ビルの立地状況を踏まえ、支援対象地域から除くこととします。

(4) 廃止・縮小する支援（固定資産取得型）【2条14号、9条1項、別表2・5・6】

ア 「本社以外の事務所」に対する支援を廃止します。

イ テナントの本社機能等の受け皿となる賃貸ビル建設への支援について、助成率の見直しを図ったうえで、継続します。

項目	現行条例	改正案
対象地域	みなとみらい21地域 横浜駅周辺地域	みなとみらい21地域 横浜駅周辺地域
助成率〈上限額〉	10%〈50億円〉	8%〈50億円〉

(5) 条例名称の変更

特定地域外の事業計画も支援対象とする制度を創設することに伴い、条例名称を一部変更します。

	条例名称
現行条例	横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例
改正案	横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例

3 その他

市民雇用や市内発注に応じた助成については、これまでどおり継続します。

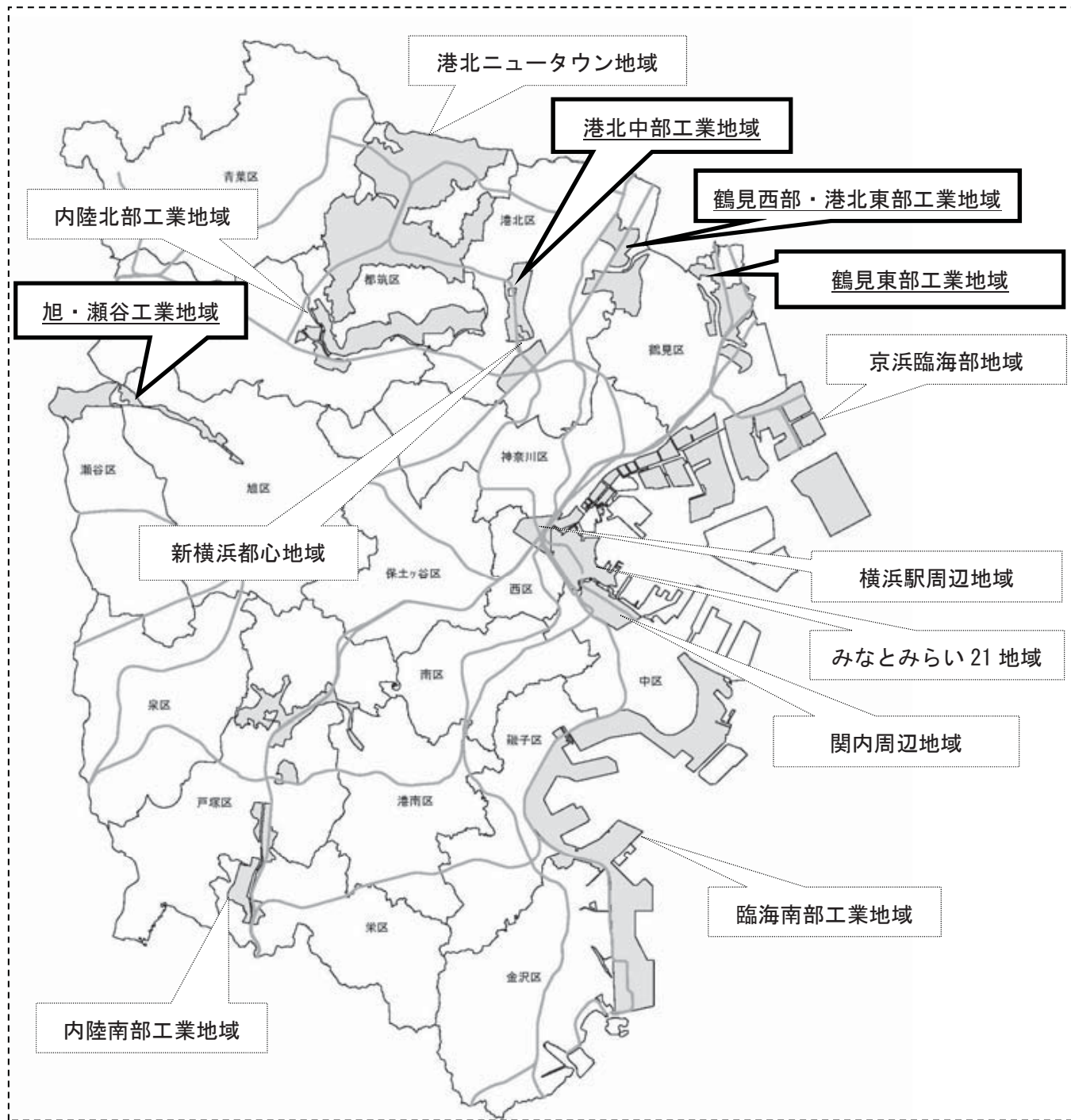
あわせて、運用上の関係規定の整備を行います。

4 施行予定日

平成30年4月1日

【参考1】 条例改正案における特定地域図（全13地域）

※太い枠で囲んだ地域：今回の改正において追加する4地域



【参考2】 条例改正案の全体像

※表中、左の数字が助成率【単位：％】、（ ）内が支援上限額【単位：億円】

【業務系エリア】

地域名	取得型						テナント型
	本社	研究所	研究開発型 賃貸ビル	賃貸ビル	観光・ MICE	関内再生 事業	
みなとみらい21 横浜駅周辺	12(50)	12(50)	12(50)	8(50)	12(50)	—	○
関内周辺	12(50)	12(50)	12(50)	—	12(50)	新 12(20) 改 12(10)	○
新横浜都心	8(20)	8(20)	8(20)	—	—	—	○
港北ニュータウン	8(20)	8(20)	8(20)	—	—	—	—

【工業系エリア】

地域名	取得型					テナント型
	本社	研究所 (※)	工場 (※)	賃貸 研究所	賃貸工場	
京浜臨海部 臨海南部工業	10(20)	10(20)	10(20)	10(20)	10(20)	○
内陸南部工業 内陸北部工業 鶴見東部工業 鶴見西部・港北 東部工業 旭・瀬谷工業 港北中部工業	8(10)	8(10)	8(10)	8(10)	8(10)	—

(※) 先端技術工場（研究開発機能を有する工場）の立地・機能転換の場合、助成率を2％上乗せ

【特定地域外】

地域名	取得型			
	本社	研究所	工場	研究開発型 賃貸ビル
特定地域外	8(10)	8(10)	8(10)	8(10)